

青年心理学研究編集規程

制定 1994年11月19日
最近改正 2023年 3月31日

1. 本誌は、日本青年心理学会の機関誌であり、原則として、1年に2号を刊行する。
2. 本誌は、青年心理学およびその周辺領域における質の高い多様な研究の発表にあてる。
3. 本誌に投稿する論文は、少なくともその第1著者が本学会の会員（賛助会員は除く）であることを要する。ただし、編集委員会から依頼した「特別論文」はこの限りではない。
4. 掲載する論文は、理論論文、実証的研究論文、特定の課題に関する展望論文、事例を基にした知見をまとめた研究など多様な論文を含める。掲載論文の種類は、「原著」、「資料」、「特別論文」とする。
5. 「原著」は、未公開の青年心理学に関する新しい価値ある知見を含む研究論文とする。
6. 「資料」は、未公開の調査・実験・事例などの新たな知見を含む報告で、研究の資料として役立つ論文とする。
7. 「特別論文」は、青年心理学の研究の発展に寄与する内容の論文とし、編集委員会が依頼することができる。
8. 意見欄を設け、本誌に掲載した論文には「意見」を掲載する。（原則として次号に掲載する。）「意見」は、投稿による。また、「意見」に対して反論等のある場合には、さらに「意見」を掲載できるものとし、誌上討論を行うようにする。必要に応じて、編集委員会が、意見欄への投稿を会員に求めることができる。
9. 広報欄を設け、本学会の会務報告、関連する内外諸学会の情報等にあてる。
10. 投稿論文の掲載にあたっては、編集委員会による審査を行う。その結果は、採択、修正採択、修正再審査、不採択に分けられる。
11. 採択論文の印刷に要する費用は、原則として本学会の負担とする。
12. 本誌の編集は、「青年心理学研究」編集委員会の責任の下で、常任編集委員会が行う。
13. 編集委員は、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
14. 編集委員会には、委員長、副委員長、各1名を置く。委員長、副委員長の選考規程は別に定める。
15. 本誌に掲載された論文を、無断で複製あるいは転載することを禁ずる。
16. 本誌に掲載された論文の著作権は日本青年心理学会に帰属する。本誌論文の公表を希望する場合は、予め編集委員会事務局に問い合わせること。
17. 本誌の編集委員会事務局は、当分の間、筑波大学に置く。
18. 本規程の改正は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、1995年4月1日から施行する。（1994年11月19日制定）
- 2 本規程は、2005年10月30日から施行する。（2005年10月30日改正）
- 3 本規程は、2011年6月1日から施行する。（2011年6月1日改正）
- 4 本規程は、2012年11月9日から施行する。（2012年11月9日改正）
- 5 本規程は、2013年11月15日から施行する。（2013年11月15日改正）
- 6 本規程は、2016年1月12日から施行する。（2016年1月12日改正）
- 7 本規程は、2023年3月31日から施行する。（2023年3月31日改正）

青年心理学研究投稿規程

制定 1994年11月19日
最近改正 2016年 1月12日

1. 原著論文の長さは、原則として800字×40枚以内とする（図表、文献等を含む）。ただし、然るべき理由がある場合には、これを越えることができる。その場合

には、投稿にあたり理由書を提出する。

2. 資料論文の長さは、原則として800字×20枚以内とする（図表、文献等を含む）。
3. 特別論文の長さは、原著論文と同じく、原則として800字×40枚以内とする（図表、文献等を含む）。ただし、然るべき理由がある場合には、これを越えることができる。
4. 意見欄への投稿は、原則として800字×8枚以内とする。
5. 投稿原稿は、学会ホームページ上のテンプレートをを用いてワープロにより作成する（1頁32字×25行）。詳細は学会ホームページ「投稿上の諸注意」を参照すること。
6. 投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による既刊（印刷中を含む）の論文がある場合には、投稿の際に所属、著者名を記さない形式で添付する。
7. 原著論文、資料論文、特別論文には、日本語および英文の要約を必ずつける。その長さは日本語は400字～600字、英文は、100語～180語とする。ただし、英文の要約は、採択または修正採択になった後に提出することもできる。その場合にも、掲載以前に編集委員会の審査・校閲を必ず受けるものとする。
8. 英文要約は、上記7項の日本語の要約にそったものとし、英文に熟達した人の校閲を経ていること。
9. 記述は、簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を用いる。表と図を活用することは望ましいが、必要最少限とし重複は避ける。
10. カタカナは、原則として日本語化した外国語を記述するときのみ用いる。
11. 本文中の外国語の使用はできるだけ避け、外国人名、適切な日本語のない術語、書物やテキスト名などにのみ用いるものとする。
12. 図表や写真は、本文に比べ大きな誌面を要する。本誌1頁大のものは、800字原稿用紙3枚に相当する。
13. 本文に、図表等の挿入箇所を指定しておく。
14. 図、表、写真の原稿は、明瞭なもので、縦、横が掲載時の約2倍程度の大きさに、投稿者の責任で作成する。
15. 修正採択および修正再審査後の再投稿論文には、修正条件の修正対照表（修正しない場合には、その理由）を付することを要する。
16. 初校校正是著者が行う。
17. 投稿原稿は、返却しない。
18. 著者に抜刷20部を贈呈するが、それ以上は著者の負担とする。
19. 論文の執筆と投稿の倫理面については、日本青年心理学会倫理綱領を遵守すること。また、「社団法人日本心理学会倫理規程」などを参考に留意すること。
20. この他詳細については、日本心理学会発行「心理学研究執筆・投稿の手引き」（2022年版）を参照すること。
21. 論文の投稿に際しては、所定の添付票、チェックリストも提出する。書式は学会 HP を参照すること。
22. 不明な点については、編集委員会事務局に問い合わせること。
23. 本規程の改正は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、1995年4月1日から施行する。（1994年11月19日制定）
- 2 本規程は、2003年10月26日から施行する。（2003年10月26日改正）
- 3 本規程は、2005年10月30日から施行する。（2005年10月30日改正）
- 4 本規程は、2011年6月1日から施行する。（2011年6月1日改正）
- 5 本規程は、2012年11月9日から施行する。（2012年11月9日改正）
- 6 本規程は、2013年11月15日から施行する。（2013年11月15日改正）
- 7 本規程は、2014年10月31日から施行する。（2014年10月31日改正）
- 8 本規程は、2016年1月12日から施行する。（2016年1月12日改正）
- 9 本規程は、2023年3月31日から施行する。（2023年3月31日改正）